

## 清須市広告付番号案内表示機設置に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、市民の利便性の向上、プライバシーの保護並びに窓口事務の効率化等を目的として、清須市市民環境部市民課（以下「市民課」という。）に広告付番号案内表示機（番号案内表示モニター、広告及び行政情報放映モニター、表示制御装置等の番号案内表示装置一式を指す。以下「案内表示機」という。）を無償で設置し、運営等を行う事業者（以下「設置事業者」という。）を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に際して必要な事項を定めます。

### 2 事業の概要

市民課における呼出番号の表示並びに行政情報等の放映に必要な機器等の設置及び運営をしていただくものです。

設置事業者は広告及び行政情報放映モニターに行政情報とともに、民間企業等の広告主を募集して広告を放映することで、案内表示機を無償で提供し、案内表示機の設置に対し、貸付料を負担していただきます。貸付に関してはこの要領に定めるほか、「清須市広告付番号案内表示機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱」に定めます。

### 3 貸付物件

貸付物件名	設置場所	台数	面積
清須市役所 北館	1階 待合ホール 天井	提案された広告を表示するモニター台数に応じて決定します。	提案された広告を表示するモニター等機器の位置の面積に応じて決定する。

### 4 貸付条件

#### (1) 用途指定

貸付物件の用途を「清須市広告付番号案内表示機の設置場所」として指定します。

#### (2) 設置事業者の施設使用形態

ア 案内表示機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、清須市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を貸付けする方法により行います。

イ 借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

### 5 貸付及び事業実施の期間

令和4年1月5日（水）から令和9年1月3日（日）までの5年間とします。

### 6 貸付料

提案により決定した額とします。

### 7 必要経費

設置事業者が負担する費用は次のとおりです。

- (1) 案内表示機の購入、リース、設置、撤去、移動、保守、維持管理及び運営に要する費用並びにこれら表示機にかかる関連経費一式
- (2) 広告主の募集、広告及び行政情報の製作に要する費用
- (3) 貸付料
- (4) 電気料 実費相当額（下記参照）

定格消費電力（最大値）	月額/台	年額/台
500ワット未満	3,000円	36,000円

500ワット以上1,000ワット未満	4,000円	48,000円
1,000ワット以上1,500ワット未満	5,000円	60,000円
1,500ワット以上	6,000円	72,000円

\*貸付料は市が指定する期日までに一括納付、又、電気料は指定した期日までに納付

## 8 設置機器の仕様

清須市広告付番号案内表示機設置に係る仕様書のとおり。

## 9 利用上の制限

利用期間中は、次の事項を遵守してください。

ア プロポーザル参加条件を遵守し、貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 案内表示機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

## 10 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

イ 案内表示機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認をすること。

ウ 案内表示機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

### 11 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を清須市に請求することはできない。

### 12 プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

(2) 令和2・3年度清須市入札等参加有資格者名簿に登載された者であること。

(3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。

(4) 市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(6) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。

(7) 自ら広告主の募集並びに放映する広告及び行政情報を製作することができ、他の地方公共団体において、案内表示機設置の実績がある者。

(8) 事業者及びその代表者又は役員等が清須市暴力団排除条例（平成24年清須市条例第1号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。

### 13 プロポーザル参加申込

実施要領、仕様書、要綱等を十分に確認したうえでプロポーザルの参加申込をしてください。

(1) 受付期間

令和3年9月14日(火)から令和3年9月30日(木)まで  
(土、日、祝日を除く)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(3) 提出場所及び方法

清須市役所市民環境部市民課まで持参のこと(郵送、FAX又はメールによる提出は受理しません。)

(4) 提出書類及び提出部数

申込書(別紙1) 正本1部、企画提案書(正本1部、副本6部)、  
見積書(別紙2) 正本1部

(5) 実施要領及び仕様書等に対する質問及び回答

ア 質疑受付期間及び方法

令和3年9月14日(火)から令和3年9月21日(火)午後5時までの間に、  
質問票(別紙3)に必要事項を記載し、下記20へFAX又はメールで送信すること。

イ 質問に対する回答

令和3年9月27日(月)までに企画提案書を提出した全事業者に、FAX又は  
電子メールで回答する。

1.4 提出書類

(1) 清須市広告付番号案内表示機設置事業者プロポーザル参加申込書(別紙1)

(市のホームページからダウンロードできます。)

(2) 企画提案書(用紙サイズ A4で印刷の向きは横とし、片側とじとします。)

少なくとも次の項目が盛り込まれた企画概要(様式自由)を添付してください。

また、審査は匿名により行うため、提案書類、資料等により社名が特定されない  
ように留意すること。

ア 機器等のデザイン、仕様

イ 機器等の設置場所、設置方法、及び完成予想図

ウ システムの機器内容

- ・機器構成
- ・番号の表示、削除等入力方法
- ・番号表示及び配色等、モニターのレイアウト
- ・モニターの画面展開の内容(図等で確認できるもの)
- ・問題発生時の対応
- ・その他システムで可能な機能等

エ 広告及び行政情報等の放映、更新計画及び更新方法

オ 広告掲載方針・基準

カ 事業実績

キ 施工管理方法

ク 作業スケジュール

ケ その他

(3) 見積書(別紙2)

ア 見積金額は、5の貸付期間中の貸付料の年額を記入してください。

イ 貸付料は、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。見積書には、消費税及び地方消費税を抜いた金額を記載してください。

(4) 会社概要（法人は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は事業主の身元（身分）証明書（いずれも提出期限前3か月以内のもの。写し可。）

(5) 直近の納税証明書（未納がないことの証明。法人は法人税、法人都道府県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税。個人は所得税、個人事業税、都道府県民税並びに市町村税、消費税及び地方消費税。いずれも提出期限前3か月以内のもの。写し可。)

#### 1.5 選定方法

(1) 提出された書類に基づき、提案金額（貸付料）とともに、提案内容、デザイン、メンテナンス体制、実現性、業務実績、信頼性等について、本市の業者選定委員会にて総合的に評価し、1事業者を選定します。

(2) 選定の結果は、応募者全員に書面で通知します。

#### 1.6 契約の締結

設置事業者の決定後、速やかに公有財産貸付契約を締結します。貸付契約はプロポーザル参加申込者名義で行います。

#### 1.7 案内表示機設置までの日程等

プロポーザル参加申込の受付	令和3年9月14日（火） ～令和3年9月30日（木）
選定結果の通知	令和3年10月中旬
貸付契約の締結	令和3年10月下旬
案内表示機設置、調整、テスト期間	契約の締結後 ～令和4年1月4日（火）
案内表示機の運用開始	令和4年1月5日（水）から

#### 1.8 貸付料

貸付料及び電気料は、年度ごとに一括納付していただきます。

#### 1.9 その他注意事項

(1) 応募に際しての現場説明会は実施しません。

(2) 清須市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、清須市に無断で転載・転用することはできません。

(3) プロポーザル参加申込等提出していただいた書類は、お返ししませんのでご了承ください。

#### 2.0 問い合わせ先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所市民環境部市民課

電話番号 052-400-2911 （内線 1110・1111）

FAX 052-401-6155

E-mail shimin@city.kiyosu.lg.jp